

ガソリン携行缶による詰め替え 販売時の確認についての法制化

令和元年7月に京都府で発生したガソリンに起因する爆発火災を踏まえ、令和2年2月1日から携行缶によるガソリン販売時において、以下の事項が義務化になり、ガソリンスタンドなどで購入する際に確認されますので、ご理解とご協力をお願い致します。

- 1 購入者の本人確認
- 2 購入した使用目的の確認
- 3 販売記録の作成

・フルサービスのガソリンスタンド

消防法令に適合したガソリン携行缶（金属製容器）であれば購入可能です。ガソリン携行缶を乗用車で運搬する場合は、その容量は22リットルまでと定められています。※消防法令に適合した携行缶はホームセンター等で購入できます。

・セルフサービスのガソリンスタンド

顧客が容器などに直接ガソリンを詰め替えることは一切禁止されています。購入店の店頭スタッフにお声がけください。



消防庁 HP から

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>